

# 八潮市環境報告書

平成26年度版

「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」をめざして



「中川河川敷の春のノウルシ観察会」

平成28年3月  
八潮市環境リサイクル課



# 目次

	ページ
八潮市環境報告書の刊行にあたって	1
<b>1章 環境行政の概要</b>	<b>2</b>
1. 環境行政組織	2
2. 環境行政の経緯	4
<b>2章 環境に関する計画等</b>	<b>9</b>
1. 計画の位置づけ	9
2. 第4次八潮市総合計画後期基本計画	10
3. 八潮市環境基本計画	10
4. 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）	12
<b>3章 環境基本計画進捗状況報告</b>	<b>14</b>
1. 自然環境分野	14
2. 生活環境分野	16
3. 快適環境分野	18
4. 地球環境分野	20
5. 環境活動分野	23
<b>4章 資料編</b>	<b>25</b>
1. 公害に関する資料	25
2. 地球温暖化に関する取り組み	35
3. 市内で活動する市民団体	39
4. 環境関連イベントスケジュール	40

## 八潮市環境報告書の刊行にあたって

本報告書は、八潮市環境基本条例第10条に基づき作成し、公表するものです。また、八潮市環境基本計画は、報告書の作成による結果の公表によって進行管理を行うこととしています。

環境基本計画の着実かつ計画的な推進にあたっては、市民、事業者、行政の三者の協働により、環境保全の取り組みや、計画の内容の継続的な改善を図ることが重要です。

そこで環境基本計画（Plan）→実施・推進（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

- 計画の進捗状況の点検は、環境指標と目標を活用します。
  - ◇ 環境基本計画に基づく施策・事業の実施にあたり、環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的や目標及び実施計画を策定し、進捗状況の点検と評価を行います。
- 施策・事業の進捗状況の点検と評価は、八潮市環境マネジメントシステムを活用します。
  - ◇ 環境指標と目標の進捗状況や達成状況などをもって、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。
- 公表は、環境報告書を作成して行います。
  - ◇ 毎年度、環境基本計画の進捗状況の点検結果などについて、環境審議会に報告するとともに、環境報告書や広報、市のホームページなどを通じて、市民等に公表します。
  - ◇ 寄せられた市民等の意見等は、施策・事業や計画の見直しに反映させていきます。

（八潮市環境基本計画 第5章 計画の推進、3. 進行管理、◆進行管理のポイント）

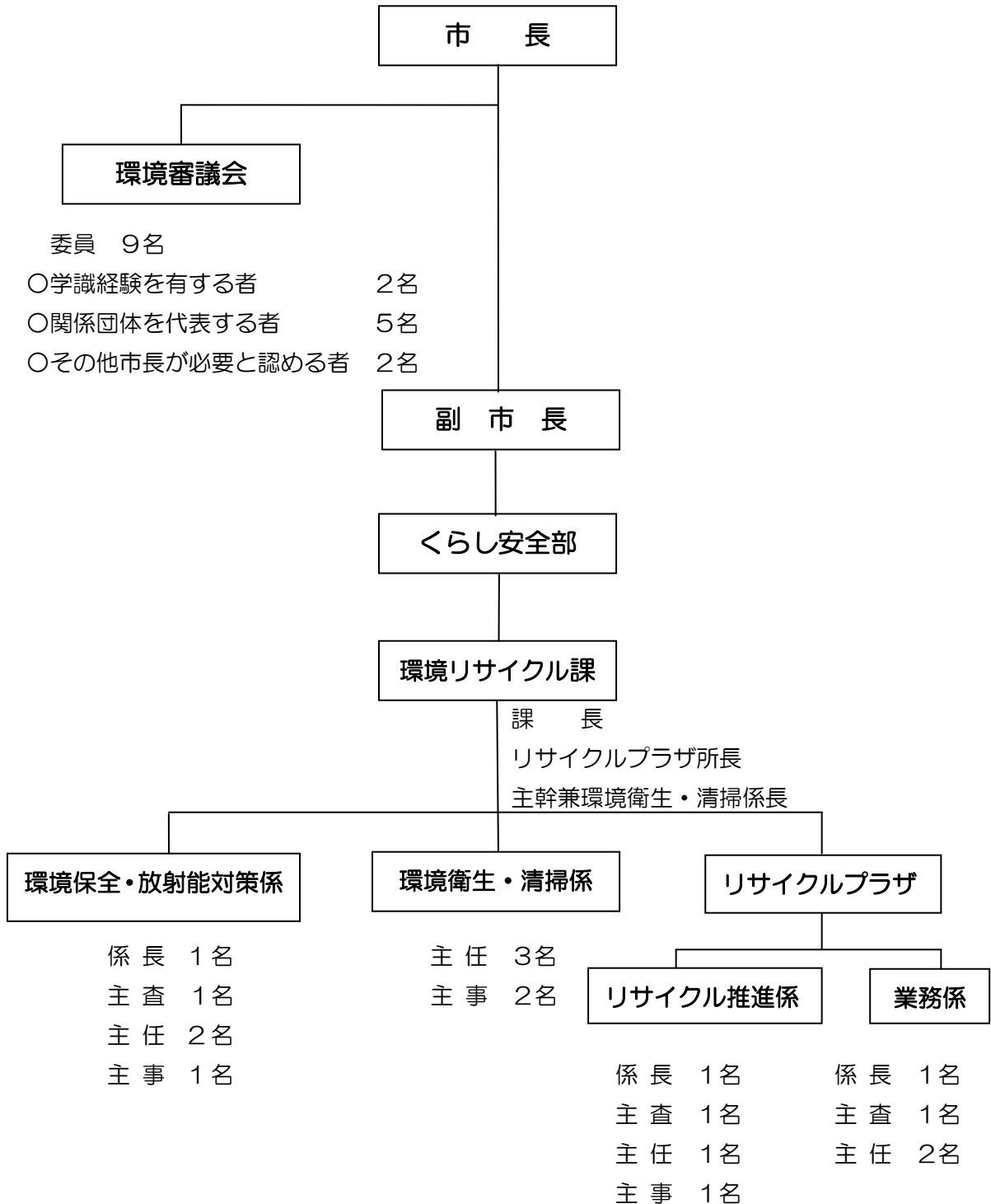
したがって、ここに本報告書を公表し、市民の皆様にご意見等をお寄せくださるようお願いするものです。

（連絡先：巻末に記載）

# 1章 環境行政の概要

## 1. 環境行政組織

(1) 環境行政機構（平成26年4月1日現在）



## (2) 係の事務分掌（平成26年4月1日現在）

### 環境保全・放射能対策係

- (1) 快適な環境づくりの総合調整に関する事。
- (2) 環境保全対策の調査、企画及び普及に関する事。
- (3) 環境審議会に関する事。
- (4) 環境基本計画に関する事。
- (5) 公害防止に係る調整及び指導に関する事。
- (6) 公害の監視及び規制に関する事。
- (7) 公害関係法令等に基づく各種届出に関する事。
- (8) 公害分析室及び測定機器類の管理に関する事。
- (9) 公害防止設備利子補給に関する事。
- (10) 自然保護及び鳥獣保護に関する事。
- (11) 工業用水法（昭和31年法律第146号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に基づく地下水の採取に関する規制等に関する事。
- (12) 地球温暖化対策に関する事。
- (13) 放射能及び放射線の測定に関する事。
- (14) 放射性物質の低減対策に関する事。
- (15) 放射能対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (16) その他環境保全・放射能対策に関する事。
- (17) 部内の連絡調整に関する事。
- (18) 課の庶務に関する事。

### 環境衛生・清掃係

- (1) 環境衛生思想の啓発及び指導に関する事。
- (2) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。
- (3) 防疫用薬剤及び器具の管理に関する事。
- (4) 空地等の除草の指導に関する事。
- (5) 動物愛護に関する事。
- (6) 衛生害虫等の駆除に関する事。
- (7) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に関する事。
- (8) 産業廃棄物の監視及び規制に関する事。
- (9) 簡易専用水道等に関する事。
- (10) 専用水道の許可等に関する事。
- (11) 埼玉県自家用水道条例（昭和32年埼玉県条例第2号）の施行に関する事。
- (12) 土砂等のたい積及び投棄の規制に関する事。
- (13) 化製場等に関する事。
- (14) 環境衛生委員会に関する事。
- (15) 清掃事業の企画、計画及び運営に関する事。

- (16) 清掃思想の啓発及び普及に関すること。
- (17) 委託業者及び許可業者の指導に関すること。
- (18) 清掃事業の委託に関すること。
- (19) 浄化槽の設置及び適正管理に関すること。
- (20) 一般廃棄物の処理手数料に関すること。
- (21) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (22) 環境美化指導員に関すること。
- (23) その他環境衛生・清掃に関すること。

#### リサイクル推進係

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の啓発及び推進に関すること。
- (2) 粗大ごみの収集計画に関すること。
- (3) リサイクルプラザの運営に関すること。
- (4) 一般廃棄物最終処分場に関すること。
- (5) リサイクルプラザの庶務に関すること。

#### 業務係

- (1) 粗大ごみの収集に関すること。
- (2) 粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの処理に関すること。
- (3) リサイクルプラザの管理に関すること。

## 2. 環境行政の経緯

---

### (1) 八潮市環境行政の経緯

昭和（年月）

- 45. 4 機構改革により保健課（公害係）設置
- 47. 4 機構改革により総務部公害交通課設置
- 49. 4 八潮市公害対策審議会設置
- 49. 12 八潮市公害防止条例制定
- 50. 6 八潮市公害防止条例施行、公害分析室設置
- 51. 4 綾瀬川浄化対策協議会発足
- [51. 9 県南7市（二酸化硫黄総量規制）地域指定]
- 53. 11 八潮市公害防止設備資金利子補給金交付要綱制定
- 54. 4 八潮市悪臭判定員設置
- 57. 3 八潮市公害防止対策優良工場表彰規則制定
- 60. 10 機構改革により民生経済部環境保全課設置
- 61. 4 綾瀬川ワースト1脱却を目指しての河川懇談会発足

62. ～63. 八潮市自然環境保全創造計画策定調査

- [63. 2 綾瀬川県南水域浄化対策推進協議会（昭和51年1月30日知事決裁）の廃止並びに県南都市河川浄化対策推進協議会設置]
- 63. 2 大気汚染常時監視測定局（八潮測定局）設置
- 63. 4 機構改革により生活経済部生活安全課設置

平成（年月）

- 元 3 “やしおの自然” 発行
- 3. 12 八潮市環境測定室設置（都市基盤整備公団から八潮団地北側土地借用）
- 4. 4 工場認定管理システムの導入
- 4. 3 地盤沈下測定局を大原中学校に設置
- 5. 4 東側新庁舎に分析室設置
- 5. 11 電気自動車導入
- [ 5. 11 環境基本法制定（公害対策基本法の廃止）]
- 6. 3 八潮市水生生物調査報告書発行
- 6. 6 八潮市環境審議会設置（八潮市公害対策審議会廃止）
- [ 6. 11 綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会発足]
- [ 7. 4 東部地域野焼き対策連絡協議会発足]
- 8. 8 綾瀬川16年ぶりに建設省直轄一級河川の水質ワースト1を脱却
- 9. 1 市制施行25周年記念事業「市の鳥」制定
- [ 9. 12 埼玉県見沼・東部地域生活環境対策推進本部発足(廃棄物不法処理対策)]
- [10. 12 埼玉県見沼・東部地域生活環境対策連絡協議会発足]
- 11. 3 八潮市生活環境指標集 '98発行
- [11. 12 埼玉県東部地域生活環境対策推進連絡協議会発足]
- 12. 3 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則制定
- [13. 1 環境省設置]
- [13. 7 埼玉県生活環境保全条例制定（埼玉県公害防止条例全面改正）]
- 13. 9 市制施行30周年記念事業「中川ボートフェスタ」開催
- [14. 2 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会発足]
- 14. 4 機構改革により環境経済部環境課設置
- 14. 6 市民政策提言会議開催（年内6回開催）
- 14. 9 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例制定
- 15. 4 八潮市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則制定
- 15. 11 第1回八潮市環境推進大会開催（3年毎に開催）
- 16. 12 ISO14001認証取得
- 16. 12 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例制定
- 18. 3 大気汚染常時監視測定局（沿道測定局）廃止
- 18. 3 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例制定
- 18. 7 行政代執行による硫酸ピッチの撤去（12月、作業終了）
- 18. 11 第2回八潮市環境推進大会開催



- 19. 1 リコーユニテック(株)におけるリスクコミュニケーション(埼玉県主催)
- 19. 11 圀川サミット(鴨下環境大臣が視察)  
圀川懇談会(環境大臣、八潮市長、議長、足立区長、議長、両区市の市民団体、町会、足立区小学生)
- 19. 12 地域環境セミナー(埼玉県環境科学国際センターと共催)
- 19. 12 八潮市環境基本条例制定
- 20. 1 八潮市環境審議会規則制定
- [20. 7 圀川再生検討会議発足]
- 20. 7 圀川調査隊(埼玉県、足立区と共催)
- [21. 1 大気汚染常時監視測定局(八潮測定局)を水道部へ移設]
- 21. 2 圀川を考ふる懇談会開催
- 21. 4 機構改革によりくらし安全部環境リサイクル課設置
- 21. 4 八潮市環境基本計画策定
- 22. 2 第3回八潮市環境推進大会開催
- 22. 3 地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)策定
- 22. 5 新エネルギー等活用システム設置費補助金交付要綱制定
- [24. 2 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足]
- 24. 10 八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱制定
- 25. 2 “2012 やしおの自然 -市民参加による自然環境調査-”の発行
- 25. 2 第4回八潮市環境推進大会開催
- [25. 9 綾瀬川・中川水質改善流域協議会発足]
- [25. 9 綾瀬川再生流域会議発足]
- 26. 3 ISO14001認証登録返上
- [26. 5 中川再生流域会議発足]

※ [ ] 内は他の機関等による

## (2) 公害防止対策優良工場

### ●年度別表彰工場一覧表

年度	会社名	所在地	業種	用途地域
昭和57	榎本染工(有)	中央4-13-11	繊維染色加工業	第一種中高層住居専用
	播磨燐寸(株)	新町1	ポケットティッシュ加工及び オフセット輪転印刷	工業専用
昭和58	ロックペイント(株)	新町28	塗料製造業	//
	埼玉県東部清掃組合第二工場	八條700	し尿処理工場	無指定

昭和59	近江製作所	大字二丁目 1009-1	金属加工業	工業専用
	市川製作所	南後谷 801-8	金属プレス加工業	準工業
昭和60	東新油脂(株)	木曽根 950	化学工業	第一種住居
	(有)イワキ鍍金工業	大字二丁目 434-3	電気めっき業	工業専用
昭和61	八洲コンクリート(株)	浮塚 557-1	生コンクリート製造業	準工業
	(有)岩崎化学工業所	古新田 319-1	顔料製造業	第一種低層住居専用
昭和62	リコーユニテクノ(株)	鶴ヶ曾根 713	事務用品機器製造業	準工業
昭和63	(株)横山製作所	木曽根 786	金属加工業	工業
平成元	(株)三幸	南後谷 200-5	印刷業	//
平成2	日東金属工業(株)	大字二丁目 358	金属製品製造業	//
平成3	該当なし			
平成4	(株)ニッテク	木曽根 547	金属加工業	工業専用
平成5~6	該当なし			
平成7	関東コンクリート(株)	古新田 608	窯業・土石製品製造業	第一種低層住居専用
平成8~25	該当なし			

### (3) 公害防止設備資金利子補給金

#### ●公害防止設備資金利子補給金交付実績

年度	支給件数	支給金額	
		金額	円
平成16	1	2,920	円
平成17~19	0	0	円
平成20	1	153,800	円
平成21	2	251,200	円
平成22	1	185,600	円
平成23	1	161,900	円
平成24	1	138,600	円
平成25	2	310,300	円
平成26	2	265,500	円

#### (4) 公害防止条例に基づく届出数

##### ●八潮市公害防止条例に基づく届出書類

年度	設置許可申請数	変更許可申請数	新規認定工場数
平成16	17	5	4
平成17	18	7	17
平成18	16	3	13
平成19	13	2	8
平成20	10	2	10
平成21	10	4	7
平成22	12	8	9
平成23	8	7	7
平成24	9	9	11
平成25	7	4	9
平成26	3	6	8

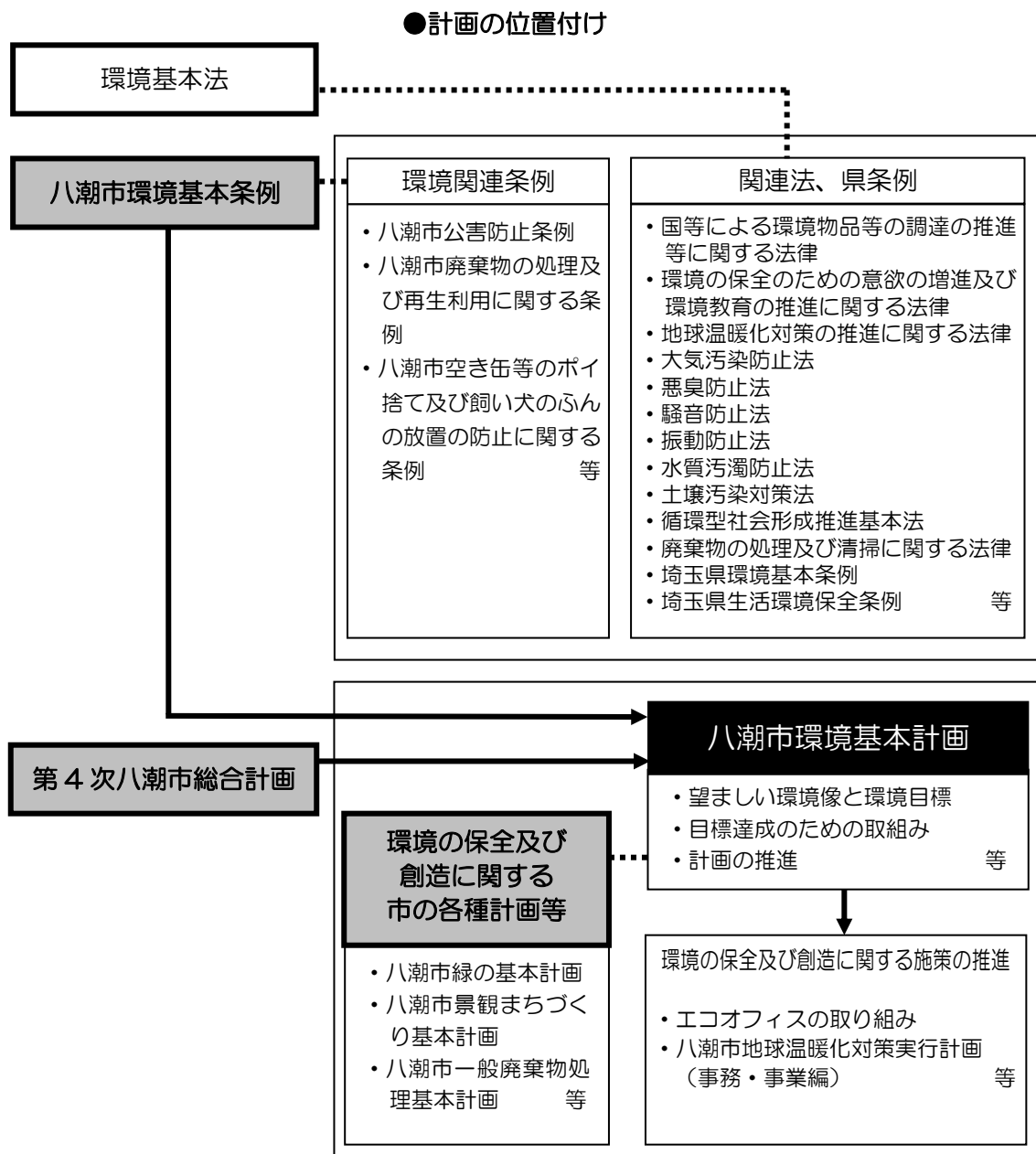
#### (5) 環境関連例規 (主要)

名 称	公布年月日	施行年月日
八潮市環境基本条例	H19. 12. 19	H20. 4. 1
八潮市公害防止条例	S49. 12. 24	S50. 6. 10
八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H 5. 6. 17	H11. 10. 1
八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	H16. 9. 28	H16. 10. 1
八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例	H16. 12. 24	H17. 4. 1
八潮市リサイクルプラザ設置及び管理条例	H 7. 3. 24	H 7. 7. 1
八潮市路上喫煙防止条例	H21. 8. 12	H21. 12. 1
八潮市環境審議会規則	H20. 1. 30	H20. 4. 1
八潮市公害防止対策優良工場表彰規則	S57. 3. 26	S57. 4. 1
埼玉県生活環境保全条例による八潮市騒音及び振動に係る規制基準等を定める規則	H26. 3. 27	H26. 4. 1
八潮市公害防止設備資金利子補給金交付要綱	S53. 11. 1	S53. 11. 1
八潮市悪臭判定員設置要綱	S54. 4. 2	S54. 4. 2

## 2章 環境に関する計画等

### 1. 計画の位置付け

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条に基づく計画であり、環境の保全等の基本的な方向を示します。



## 2. 第4次八潮市総合計画後期基本計画

---

(平成21年4月策定)

### (1) 計画策定の背景

八潮市では、平成12年に平成27年度を目標年度とする「第4次八潮市総合計画基本構想」を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「前期基本計画」を定め、市民一人ひとりの活動と力を結集した市民が主役のまちづくりを計画の柱に、市民と行政との協働によるまちづくりを推進してきました。

本計画を策定してから8年が経過し、この間、本市では、東京秋葉原から茨城つくば間を結ぶ「つくばエクスプレス」の開通を契機に、人口の増加が顕著となり、駅周辺の整備やそれに関連する道路の整備など、まちの様相が大きく変わろうとしています。さらに、地方分権時代の到来や少子高齢化社会の一層の進行、人々の価値観や生活様式の多様化など、時代潮流も予想以上のスピードで変化しています。

こうした状況に対応していくため、将来都市像等に関する基本構想の一部を見直すとともに、平成21年度から平成27年度までの7年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

### (2) 計画の構成

基本構想、基本計画、実施計画

### (3) 平成27年の将来都市像

「市民が育む 品格と活力のあるまち やしお」

### (4) 基本理念

この計画では、本市がこれまで進めてきた「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承しつつ、これをさらに発展的に展開していくため、まちづくりの目指す方向性を「市民が育む 品格と活力のあるまちやしお」に求め、市民の皆さんの主体的かつ創意あるまちづくり活動を通じて、市民の皆さんが八潮に住んで良かったと誇りを持っていただけるよう、まちとしての品格を市民の皆さんと一緒に醸成し、すべての市民の皆さんが生きがいを持ち、それが八潮のまちづくりの活力につながるようなまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

## 3. 八潮市環境基本計画

---

(平成21年4月策定)

### (1) 計画策定の背景

八潮市は、中川、綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。従来は米や野菜の生産を中心とする純農村地帯でしたが、近年は首都圏における人口と産業の集中の影響を強く受け、急速な都市化が進展しています。人口の急増

や工場の進出、交通量の増大による、水質汚濁、大気汚染、廃棄物、悪臭などさまざまな公害問題が発生するとともに、緑は減少し、川は濁り、空気も汚れて豊かな環境が失われつつある状況です。

このような状況を踏まえ、平成19年度に制定した八潮市環境基本条例（平成20年4月1日施行）の基本理念の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八潮市環境基本計画（以下、「環境基本計画」といいます。）を策定しました。

## （2）目的

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条の規定に基づいて条例の基本理念を実現するための計画です。

八潮市は、市民・事業者・行政が、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創り上げていくことを目指します。

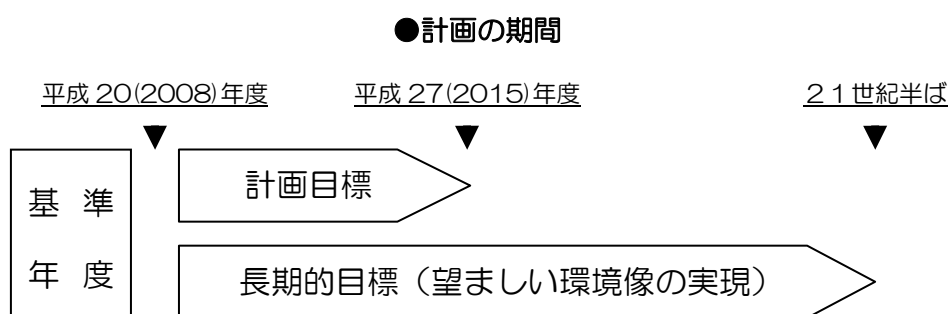
環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることを目的とします。

## （3）期間

環境基本計画の期間は、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。



## （4）目標

望ましい環境像

「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」

## 4. 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）

（平成 22 年 3 月策定）

### （1）計画策定の背景

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が起こっています。世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れています。

しかし、八潮に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えており、地球環境問題と不可分の関係にあります。このような認識のもと、市民、事業者、行政などといったそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、新エネルギーの導入及び省 CO<sub>2</sub> 型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築しなければなりません。

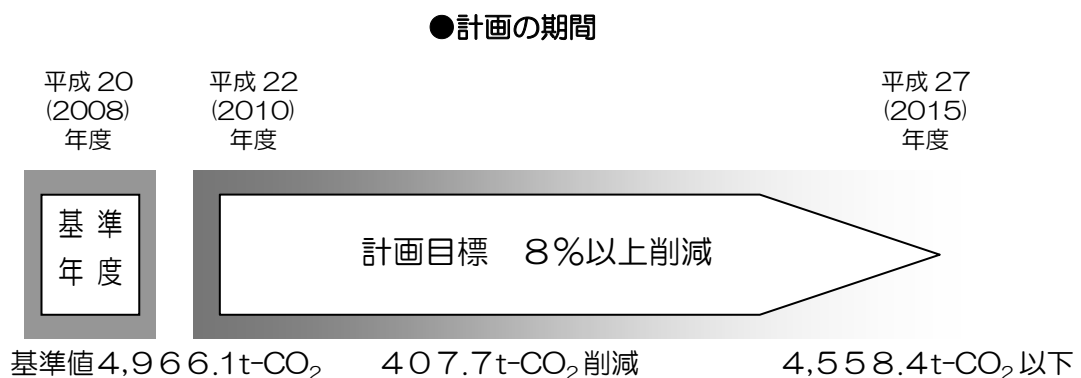
八潮市役所を挙げて全職員が一丸となり、行政が率先し、積極的かつ継続的な地球温暖化対策を講じるため、八潮市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)（以下、「実行計画」といいます。）を策定しました。

### （2）目的

実行計画は、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 の規定に基づき、八潮市役所の温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置により、地球温暖化防止の推進を図ります。また、「八潮市環境基本計画」の趣旨を踏まえ、地球環境への負荷の削減を全庁的に推進することによって、率先して地球環境をまもり、循環型社会を構築することを目的とします。

### （3）計画期間・基準年度・目標

実行計画の期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。実行計画の基準年度は、平成 20 年度とします。



## (4) 対象範囲

### ① 対象とする事務・事業

実行計画の対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。

ただし、外部への委託、指定管理者制度等により実施するもので、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、協力を求めます。

### ② 対象とする組織及び施設等の範囲

対象とする組織は、すべての事務・事業を対象とするため、出先機関等を含めた、すべての組織や施設が対象となります。

なお、対象とする施設・車両等については対象組織が管理している施設・車両とします。また、八潮市役所と外郭団体が同一または隣接する施設に入居している場合などで、八潮市役所が他の組織と一体的な取り組みを行うことが合理的と考えられる場合、当該施設全体を対象とします。

## (5) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条に基づき、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)とします。

ただし、温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、算定が難しく、排出量が比較的少ないPFCとSF<sub>6</sub>を除きます。



# 3章 環境基本計画進捗状況報告

## 1. 自然環境分野

### (1) 目標

#### 自然環境分野の目標

**きれいな水と豊かな緑に恵まれた、自然と人が共に生きるまち**

本市は、中川や綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。また、河川・水路に沿ってヨシ原や河畔林がみられ、農地が広がり、屋敷林が点在するなど、緑も多く残されています。

このような水と緑は、私たちに心の安らぎや豊かさを与えてくれ、ヒートアイランド現象や大気汚染、水質汚濁などを緩和し、野鳥や昆虫などの生きものの生息・生育空間を提供してくれます。

私たちは、発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。

### (2) 課題

市民の思いや環境特性を踏まえ、八潮市の環境の保全等に関する施策を推進していくにあたって、次のような課題が挙げられます。

- 中川、綾瀬川などの河川、葛西用水などの水路が多く、豊かな水辺環境を有しており、この環境をより多くの市民が利用できる空間の整備が求められます。
- 市内には、環境保全機能をもった農地が多くありますが、農家数や後継者の減少に伴い、農地が減少すると予想されるため、これらの農地を保全していくための取り組みが必要です。
- 市民農園や、生産緑地として利用されている場所を確保し、市民が緑に触れることのできる場所を提供することが求められます。

### (3) 進捗状況

方針	施策の方向	実施項目	指標	25年度 実績値	26年度 実績値	目標値
八潮らしい自然の保全とふれあいの確保	緑化の推進	花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	1か所 増設（累積 5か所）	1か所 増設（累積 6か所）	20か所
		屋上や壁面等の緑化の推進	公共施設等における屋上緑化件数	1か所	1か所	5か所
		市民との協働による緑化活動の推進	生垣設置の奨励	0m	0m	200m
生態系の保全	生息・生育空間の確保	ビオトープの保全活動	市民団体によるビオトープの管理運用件数	1件	1件	2件
農地による環境保全機能の維持・増進	環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマー数	26人	26人	50人
		農業後継者の育成	認定農業者数	27人	27人	35人

### (4) 評価

#### ① 緑化の推進

今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。しかしながら、これまで実績値があまりないことから、今後目標等の見直しを検討します。

#### ② 生息・生育空間の確保

プログラムは、目標達成に向け、順調に運用管理されています。

#### ③ 環境保全型農業の推進

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの育成を図っています。今後も引き続き目標達成のため適正な運用管理を行います。また、改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

## 2. 生活環境分野

---

### (1) 目標

#### 生活環境分野の目標

### 健康で安心した生活を送ることができるまち

私たちは、快適で利便性に優れた暮らしを望む一方、空気、水、土、音といった生活環境に対して環境負荷を与えて暮らしています。例えば、自動車は、自動車排出ガスや騒音、振動などを発生し、健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、生活の中では、さまざまな用途で化学物質を利用していますが、その中には、人の健康や生態系、地球環境に影響を及ぼすことが懸念されているものも存在します。

公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。

### (2) 課題

市民の思いや環境特性を踏まえ、八潮市の環境の保全等に関する施策を推進していくにあたって、次のような課題が挙げられます。

- 中川や綾瀬川の水質は改善傾向にあるものの、綾瀬川では依然として環境基準を達成しておらず、引き続き水質改善に向けた取り組みを進めていくことが必要です。
- 二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が県平均よりも高く、光化学オキシダント濃度が環境基準を達成できていないことから、大気環境を改善するための対策が必要です。
- 自動車交通量の増加による大気汚染、騒音等の問題への対策が必要です。

### (3) 進捗状況

方針	施策の方向	実施項目	指標	25年度実績値	26年度実績値	目標値
生活環境の保全	河川水質の改善	公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	71.0%	74.7%	78.0%
		水洗化の促進	水洗化率	91.2%	88.6%	95.0%
		河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	2回/年	1回/年	2回/年
			広報紙等による啓発回数	2回/年	2回/年	1回/年
有害化学物質等の対策	化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室にて啓発)	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室にて啓発)	1回/年
			食の安全に係る情報提供回数	消費生活展などで、参加団体が啓発活動を行った。	消費生活展などで、参加団体が啓発活動を行った。	随時
	住環境における有害化学物質に係る情報提供	情報提供回数	随時	随時	1回/年	
		有害化学物質(シックハウス症候群)の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	
	アスベストの対策	情報提供回数	随時	随時	1回/年	

### (4) 評価

#### ① 河川水質の改善

プログラムは順調に運用管理されています。今後も水質改善のため下水道の整備を進めていきます。また、すでに目標値に達している施策もあります。

#### ② 化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

プログラムは、順調に運用管理されています。また、すでに目標値に達しておりますが、今後も継続してプログラムの推進に努めます。

### 3. 快適環境分野

---

#### (1) 目標

##### 快適環境分野の目標

#### 快適にいつまでも住みたいと思うまち

環境と調和したまちづくりのために、公園や緑地及び遊歩道を整備し、高齢者や障がいのある方等に対応するバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、自然環境と調和を図る開発及び整備を行います。また、ポイ捨てや犬のふんの放置などのない、まちの環境美化を保ち、清潔なまちを実現するための取り組みを進めます。

八潮らしい景観や歴史及び文化を継承していくために、美しく個性ある景観の形成を図り、古民家や史跡などの文化財や伝統文化を保存し、継承していきます。

さらに、八潮の自然と環境を見て、知り、体験し、楽しむ場や機会を提供するとともに、豊かで潤いのある暮らしを提案していきます。

#### (2) 課題

市民の思いや環境特性を踏まえ、八潮市の環境の保全等に関する施策を推進していくにあたって、次のような課題が挙げられます。

- ・ 八潮市では、つくばエクスプレスの開業により都市構造の転換点を迎えています。今後のまちづくりにあたっては、集約的な都市構造の形成、自然エネルギーの利用、公共交通機関及び自転車の利用促進、公園や緑地といった、地球温暖化対策や自然環境との調和といった視点も含め、都市と生活の快適性を実現していくことが必要です。
- ・ 八潮らしさを活かした魅力ある街並みの実現は、快適な環境の保全や形成の重要な要素であり、市民、事業者、行政の協働による良好な景観によるまちづくりが期待されます。
- ・ 近年、物的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直し、自然と調和したゆったりした時間の流れを楽しむ「スローライフ」というライフスタイルが注目されてきました。このような、豊かで潤いのある快適な生活と暮らしを実現できるよう、都市基盤や地域づくり、人づくりなど条件整備が求められます。

### (3) 進捗状況

方針	施策の方向	実施項目	指標	25年度実績値	26年度実績値	目標値
環境と調和したまちづくり	開発事業における環境配慮の推進	建築指導の充実	環境に配慮した建築物となるよう指導を行った件数	5件/年	44件/年	3件/年
		良好な街並みの形成	地区計画決定面積	324.8 ha	324.8 ha	376.1 ha
八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全	美しく個性ある景観の形成	景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	0件	1件	100件
自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしのできる場・機会の提供	自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	6回/年	6回/年	7回/年
		市民参加による自然環境調査の実施	市民参加による自然環境調査回数	0回/年	0回/年	3回/年

### (4) 評価

#### ① 開発事業における環境配慮の推進

すでに目標値に達している施策もありますが、今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。また、改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

#### ② 美しく個性ある景観の形成

今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。しかしながら、これまで実績値があまりないことから、今後目標等の見直しを検討します。

#### ③ 自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供

今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。

## 4. 地球環境分野

---

### (1) 目標

#### 地球環境分野の目標

#### 地球環境をまもり、循環型社会をつくるまち

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が起こっています。世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れています。

また、八潮に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えており、地球環境問題と不可分の関係にあります。

このような認識のもと、市民、事業者、行政などといったそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、新エネルギーの導入及び省 CO<sub>2</sub> 型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築していきます。

### (2) 課題

市民の思いや環境特性を踏まえ、八潮市の環境の保全等に関する施策を推進していくにあたって、次のような課題が挙げられます。

- ・ バス等の路線の整備が進んでいますが、まだ不十分であると感じている市民も多く、地球温暖化対策の観点からもマイカーに頼らなくても利便性を確保できる環境の整備が求められます。
- ・ ごみの総排出量は減少傾向にあるものの、一人 1 日あたりの排出量は県平均よりも多く、さらに排出量を減少させるための取り組みを進めることが必要です。
- ・ 紙や布類の分別リサイクルに取り組んでいる一方で、多くの紙と布類がごみとして捨てられていることから、リサイクルの取り組みを一層推進していくことが必要です。
- ・ 市役所だけでなく、事業者においても環境活動の取り組みが進んでおり、その活動をさらに促進していくことが必要です。

### (3) 進捗状況

方針	施策の方向	実施項目	指標	25年度実績値	26年度実績値	目標値
省資源の推進	省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の率先導入	導入箇所	累積 4か所	累積 5か所	5か所
省CO <sub>2</sub> 型のまちづくりの推進	温暖化の防止	地球温暖化防止に関する計画の策定	計画策定・運用	地球温暖化対策実行計画事務事業編策定済	地球温暖化対策実行計画事務事業編策定済	事務事業編の策定・運用 区域施策編の策定・運用
ゴミの減量化の推進	3R活動の推進	リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの参加人数	1,500人	約500人	2,000人
			資源回収団体の登録数	74団体	80団体	65団体
		ゴミ排出方法の指導	1人1日のごみ排出量（家庭系可燃ごみ）	578.6g	568.7g	560g
		循環資源利用の推進	資源化率（リサイクルラ）	74.2%	75.6%	85.0%
資源化率（可燃ごみ含む）	11.0%		12.0%	20.0%		
地球環境に配慮した日常生活や事業活動の普及促進	環境に配慮したライフスタイルの普及	エコライフDAY事業の実施	参加者数	2,508人 夏・冬合計	12,033人 夏・冬合計	8,000人
地球温暖化による被害軽減	温暖化対策	壁面緑化・屋上緑化の推進	民間施設等における屋上緑化件数	0か所	0か所	5か所
		ヒートアイランドの対策	広報紙等による「風の道」啓発・打ち水普及	1回/年	1回/年	1回/年



#### (4) 評価

##### ① 省エネルギーの推進

LED 照明の導入に向け、今後も各自治体の取組状況や新製品の情報などを考慮しながら検討します。

##### ② 温暖化の防止

プログラムを順調に運用管理し、八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を策定しています。区域施策編については、策定に向け調査研究を行います。

##### ③ 3R活動の推進

すでに目標値に達している施策もありますが、今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。また、改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

##### ④ 環境に配慮したライフスタイルの普及

プログラムは順調に運用管理されています。また、すでに目標値に達しておりますが、今後も適正な運用管理を行います。

##### ⑤ 温暖化対策

すでに目標値に達している施策もありますが、今後も引き続き目標達成のため適正な運用管理を行います。また、改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

## 5. 環境活動分野

---

### (1) 目標

#### 環境活動分野の目標

#### みんなが環境への思いやりを持ち、環境活動に参加するまち

八潮の環境づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが、地球環境やまわりの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できることが大切になります。そのために、幼いころから幅広い世代で環境教育や環境学習を浸透させていきます。

また、個人や一事業者として取り組むことにとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれます。人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を促進します。

### (2) 課題

市民の思いや環境特性を踏まえ、八潮市の環境の保全等に関する施策を推進していくにあたって、次のような課題が挙げられます。

- 市民の生涯学習意欲が高く、環境分野にも興味をもっていることから、環境学習や環境活動への参加の場と機会を増やすことが必要です。
- エコライフ DAY 事業への参加者は年々増加しており、家庭での CO<sub>2</sub> 削減を効率的に進めるうえでも、引き続き参加者を拡大させていくことが求められます。

### (3) 進捗状況

方針	施策の方向	実施項目	指標	25年度実績値	26年度実績値	目標値
地域での環境活動の推進	協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	環境リーダー制度の創設	環境リーダー登録人数	0人	0人	5人
		協働の場づくり	各種委員会や審議会などへの公募人数の割合	17%	16%	20%
環境教育・環境学習の推進	生涯学習等における環境学習の推進	出前講座の実施	出前講座の全利用件数	251件	225件	300件
			環境に関する出前講座実施回数	1回/年	1回/年	12回/年
		文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	28回/年	23回/年	18回/年

### (4) 評価

#### ① 協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

目標達成のため適正な運用管理を行います。改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

#### ② 生涯学習等における環境学習の推進

すでに目標値に達している施策もありますが、今後も目標達成のため適正な運用管理を行います。また、改善の余地がある内容については、適宜修正を行います。

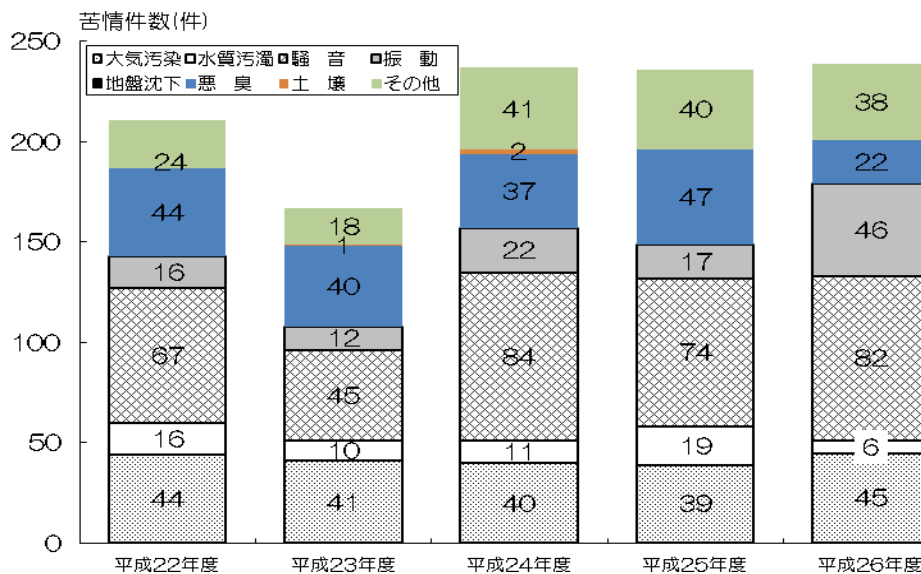
# 4章 資料編

## 1. 公害に関する資料

### (1) 公害苦情について

平成26年度は、239件の苦情があり、騒音・振動（128件）や大気汚染（45件、主に野焼き）、悪臭（22件）に関する苦情が多く寄せられています。

●公害苦情件数



#### ① 騒音

騒音の種類には、工場・事業場から発生するもの、自動車騒音、鉄道騒音、航空機騒音などの種類があります。

平成26年度は82件で、平成25年度の74件より8件増加しました。

●騒音の苦情件数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
苦情受理件数	71	67	45	84	74	82

#### ② 振動

振動は、騒音と同時に発生するケースが多くみられます。影響範囲は周囲10～20m程度で、心理的な影響を及ぼします。

平成26年度は46件、平成25年度は17件であり、前年度より29件増加しました。

●振動の苦情件数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
苦情受理件数	12	16	12	22	17	46

③ 悪臭

悪臭は、自動車の排気ガスや生ゴミ、工場のばい煙など、様々な要因によって発生します。八潮市における悪臭に関する苦情件数は、近年増加傾向にあります。

また、悪臭は臭いの質から、腐敗臭、焦げ臭、薬品臭の3つに大別されます。悪臭が発生しやすい業種は、化学工業、塗装業、印刷業、食料品製造業などです。また、臭いを発生させる物質は、40万種類以上存在するともいわれ、その防止対策については大変困難なものになっています。

防止対策としては、原材料の改善、防脱臭に係る設備の設置などが必要ですが、根本的には土地利用を適正にすることが効果的です。

また、八潮市では、事業所に対する監視、指導の強化を図るため、三点比較式臭袋による臭気濃度測定及び機器分析による特定悪臭物質及び有害ガスの物質濃度測定を実施しています。

●悪臭の苦情件数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
苦情受理件数	41	44	40	37	47	22

●三点比較式臭袋による臭気濃度測定結果

<平成26年度第1回>

業 種	試料採取場所	測 定 結 果	排 出 基 準
食料品製造業	敷地境界線	10倍未満	協定20倍 県条例30倍
化学工場 A社	敷地境界線	10倍未満	県条例10倍
化学工場 B社	敷地境界線	10倍未満	協定30倍 県条例30倍
化学工場 C社	気体排出口	98倍	協定500倍 県条例1000倍
化学工場 D社	気体排出口	1700倍	協定500倍 県条例1000倍

※排出基準については、八潮市公害防止協定及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を適用。

<平成26年度第2回>

業 種	試料採取場所	測 定 結 果	排 出 基 準
食料品製造業	敷地境界線	10倍未満	協定20倍 県条例30倍
化学工場 A社	敷地境界線	10倍未満	県条例10倍
紙製造業	敷地境界線	10倍未満	協定30倍 県条例30倍
化学工場 D社	気体排出口	31倍	協定500倍 県条例1000倍
化学工場 E社	気体排出口	55倍	協定500倍 県条例1000倍

※排出基準については、八潮市公害防止協定及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を適用。

●機器分析による特定悪臭物質及び有害ガスの物質濃度測定結果

<平成26年度第1回>

業 種	試料採取場所	測定項目	測定結果	排出基準
化学工場 B社	排ガス処理施設	酢酸エチル	6.8 ppm	3 ppm
		トルエン	5.8 ppm	10 ppm
		キシレン	0.81 ppm	1 ppm
化学工場 C社	排ガス処理施設	塩化水素	1 ppm 未満	25 ppm
		メタノール	39 ppm	200 ppm (合計)
		トルエン	13 ppm	
産業廃棄物処理業	排ガス処理施設	ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N	0.15 g/m <sup>3</sup> N
		塩化水素	32 mg/m <sup>3</sup> N	500 mg/m <sup>3</sup> N
化学工場 D社	排ガス処理施設	硫化水素	0.001 ppm	10 ppm
		塩化水素	1 ppm 未満	25 ppm
		塩酸	1 ppm 未満	1 ppm
化学工場 E社	敷地境界線	アンモニア	0.1 ppm 未満	50 ppm
		メタノール	3 ppm	200 ppm (合計)
		トルエン	1 ppm	

※産業廃棄物処理業のばいじん及び塩化水素の排出基準については、大気汚染防止法による基準を適用。その他については、八潮市公害防止条例による基準を適用。

<平成26年度第2回>

業 種	試料採取場所	測定項目	測定結果	排出基準
化学工場 B社	排ガス処理施設	酢酸エチル	0.5 ppm	3 ppm
		トルエン	0.1 ppm	10 ppm
		キシレン	0.5 ppm	1 ppm
化学工場 C社	排ガス処理施設	塩化水素	1 ppm 未満	25 ppm
		エタノール	5 ppm	200 ppm (合計)
		トルエン	0.5 ppm	
産業廃棄物処理業	排ガス処理施設	ばいじん	0.06 g/m <sup>3</sup> N	0.15 g/m <sup>3</sup> N
		塩化水素	2 mg/m <sup>3</sup> N	25 mg/m <sup>3</sup> N
化学工場 D社	排ガス処理施設	硫化水素	0.001 ppm	10 ppm
		塩化水素	1 ppm 未満	25 ppm
		塩酸	1 ppm 未満	1 ppm
化学工場 E社	敷地境界線	アンモニア	0.058 ppm 未満	50 ppm
		メタノール	5 ppm	200 ppm (合計)
		トルエン	0.5 ppm 未満	

※産業廃棄物処理業のばいじん及び塩化水素の排出基準については、大気汚染防止法による基準を適用。その他については、八潮市公害防止条例による基準を適用。

### ③ 水質汚濁

綾瀬川は、昭和 30 年代に入ると、流域の急速な都市化と産業の進展により、生活排水や工場排水が流入して水質汚濁が進み、昭和 55 年から平成 6 年までの間、国土交通省が発表する一級河川の水質ランキングで全国ワースト 1 という状況が続きました。

そこで、綾瀬川の水質の改善のために、綾瀬川の中下流域に位置する自治体（東京都足立区、東京都葛飾区、川口市、草加市、越谷市、八潮市）が集まって、昭和 51 年 4 月に「綾瀬川浄化対策協議会」を発足させ、水質や水生生物調査、啓発活動などの活動を行っています。現在は、さいたま市の協力も得ています。また、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）に基づき、流域 14 市区町、学識経験者、埼玉県・東京都・建設省江戸川工事事務所（平成 6 年当時）の代表者による「綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会」が平成 6 年 11 月に発足し、浄化施設の建設などの事業を行いました。

平成 25 年 9 月には、埼玉県と県内流域 24 市町により「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」が発足し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進することを目的とした会議を行っています。

また、埼玉県が主体となり、綾瀬川流域で川の再生活動に取り組む団体、流域住民、綾瀬川流域の県内市町などが、綾瀬川の再生を進めるための方策について話し合うための場として、平成 25 年 9 月から「綾瀬川再生流域会議」を開催しています。平成 26 年度からは綾瀬川の水質浄化活動に取り組む予定です。

八潮市独自の取り組みとしては、河川等における水質の現況及び動向を把握するため、毎年、河川水質定期調査及び排水機場における底質・土壌測定調査を実施しています。



●河川水質定期調査（平成26年度）

調査項目		調査地点				環境基準		
		No.1 一本木落し	No.2 鳥内排水機場	No.3 古新田 排水機場	No.4 南後谷 排水機場			
採水年月日		H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	—		
採水時刻		15:20	10:20	10:40	14:15	—		
現地調査項目	天候	前日	曇	曇	曇	曇	—	
		当日	曇	曇	曇	曇	—	
	流れの方向		順流	順流	順流	停止	—	
	全水深	(m)	1.62	1.03	1.05	2.00	—	
	採水位置		流心	流心	流心	中央	—	
	色相		淡灰色濁	淡灰黄色濁	淡灰黄色濁	淡灰色濁	—	
	臭気		弱下水臭	中下水臭	中下水臭	中下水臭	—	
	外観		—	—	—	—	—	
	付近の状況		—	油膜有り	ごみ有り	油膜有り	—	
	気温	(°C)	15.1	13.2	13.8	15.0	—	
	水温	(°C)	16.5	18.4	16.0	17.2	—	
	透視度	(cm)	55.5	34.3	27.5	36.5	—	
	底泥層の厚さ		(cm)	15	0	0	35	—
生活環境項目	pH		7.6	7.3	7.4	7.4	6.5以上8.5以下	
	DO		(mg/L)	6.1	4.0	4.2	0.5	5 以上
	BOD		(mg/L)	4.0	9.5	14	8.6	5 以下
	COD		(mg/L)	8.2	11	14	10	—
	SS		(mg/L)	4	12	9	10	50 以下
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類	(mg/L)	< 0.5	1.6	< 0.5	< 0.5	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)	< 0.5	1.5	2.0	0.9	—
	全窒素		(mg/L)	5.7	9.8	9.1	5.6	—
	全リン		(mg/L)	1.1	1.8	1.1	0.95	—
その他	導電率		(mS/m)	38	39	28	41	—
	陰イオン界面活性剤		(mg/L)	—	—	—	—	—
項目殊	全クロム		(mg/L)	—	—	—	—	
健康項目	ガドミウム		(mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003 以下
	全シアン		(mg/L)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛		(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	六価クロム		(mg/L)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下
	砒素		(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
	トリクロロエチレン		(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.03 以下
	テトラクロロエチレン		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下	
備考								

は環境基準(生活環境項目はC類型)に不適合。

※C 類型は、接続する河川（中川・綾瀬川）の環境基準

調査項目		調査地点		No.5	No.6	No.7	No.8	環境基準
		新堀込	西袋排水機場	西袋落し (東側)	九ヶ村落し			
採水年月日				H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	—
採水時刻				14:00	13:35	13:15	13:00	—
現地調査項目	天候	前日		曇	曇	曇	曇	—
		当日		曇	曇	曇	曇	—
	流れの方向			順流	停止	順流	停止	—
	全水深 (m)			0.25	0.82	0.78	0.60	—
	採水位置			流心	中央	流心	中央	—
	色相			淡灰色濁	淡灰色濁	淡灰黄色濁	淡灰色濁	—
	臭気			強下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭	—
	外観			—	—	—	—	—
	付近の状況			—	—	—	油膜有り	—
	気温 (°C)			15.1	15.3	15.1	14.6	—
	水温 (°C)			17.0	16.0	16.6	14.8	—
	透視度 (cm)			32.2	62.3	31.1	58.5	—
	底泥層の厚さ (cm)			0	10	3	49	—
生活環境項目	pH			7.4	6.8	7.3	7.4	6.5以上8.5以下
	DO (mg/L)			2.2	< 0.5	1.2	3.6	5 以上
	BOD (mg/L)			16	11	11	3.5	5 以下
	COD (mg/L)			20	8.5	12	6.8	—
	SS (mg/L)			15	8	18	7	50 以下
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類 (mg/L)		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
		不揮発性動植物油脂類 (mg/L)		3.4	< 0.5	3.0	< 0.5	—
	全窒素 (mg/L)			10	6.6	4.0	4.5	—
全リン (mg/L)			1.4	0.31	0.49	0.34	—	
の そ の 他	導電率 (mS/m)			45	89	51	39	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)			—	—	—	—	—
特 目	全クロム (mg/L)			—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム (mg/L)			< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003 以下
	全シアン (mg/L)			< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)			< 0.005	0.019	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)			< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下
	砒素 (mg/L)			< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
	トリクロロエチレン (mg/L)			< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.03 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下	
備考								

は環境基準(生活環境項目はC類型)に不適合。

※C 類型は、接続する河川（中川・綾瀬川）の環境基準

調査項目		調査地点		No.9	No.10	No.11	No.12	環境基準	
		浮塚排水機場	小溜井引入水門橋	大原橋	境橋				
採水年月日				H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	—	
採水時刻				12:00	11:20	12:15	16:00	—	
現地調査項目	天候	前日		曇	曇	曇	曇	—	
		当日		曇	曇	曇	曇	—	
	流れの方向				順流	順流	順流	順流	—
	全水深	(m)		2.10	0.35	0.32	0.28	—	
	採水位置				流心	流心	流心	流心	—
	色相				淡灰黄色濁	淡灰色濁	淡灰色濁	無色透明	—
	臭気				中下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭	—
	外観				—	—	—	—	—
	付近の状況				—	—	—	—	—
	気温	(℃)		13.4	13.6	14.9	14.8	—	
	水温	(℃)		16.4	14.8	15.2	14.9	—	
	透視度	(cm)		30.6	32.4	42.0	>100.0	—	
	底泥層の厚さ	(cm)		5	0	20	3	—	
	生活環境項目	pH			7.7	7.2	7.3	7.7	6.5以上8.5以下
DO		(mg/L)		0.9	2.9	2.7	10	5 以上	
BOD		(mg/L)		8.9	3.6	6.6	0.9	5 以下	
COD		(mg/L)		12	7.8	8.4	4.5	—	
SS		(mg/L)		14	20	16	4	50 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質		不揮発性鉱物油類	(mg/L)		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)		1.1	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
全窒素		(mg/L)		6.3	5.6	3.1	2.5	—	
全リン	(mg/L)		1.0	4.8	0.26	0.07	—		
その他	導電率	(mS/m)		40	90	39	35	—	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)		—	—	—	—	—	
項目殊	全クロム	(mg/L)		—	—	—	—	—	
健康項目	カドミウム	(mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003 以下	
	全シアン	(mg/L)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと	
	鉛	(mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	
	六価クロム	(mg/L)		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下	
	砒素	(mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	
	総水銀	(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下	
	トリクロロエチレン	(mg/L)		0.003	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.03 以下	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下	
備考									

は環境基準(生活環境項目はC類型)に不適合。

※C 類型は、接続する河川（中川・綾瀬川）の環境基準

調査項目		調査地点				環境基準	
		No.13 葛西用水 合流点前	No.14 垢川合流前	No.15 草加八潮 工業団地	No.16 垢川 (35-8号水路)		
採水年月日		H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	H26.11.12	—	
採水時刻		12:40	11:00	15:40	11:40	—	
現地調査項目	天候	前日	曇	曇	曇	曇	—
		当日	曇	曇	曇	曇	—
	流れの方向		順流	順流	順流	順流	—
	全水深 (m)		0.53	3.18	0.45	0.41	—
	採水位置		流心	流心	流心	流心	—
	色相		無色透明	淡灰色透	無色透明	淡灰黄色濁	—
	臭気		弱下水臭	中下水臭	弱下水臭	中下水臭	—
	外観		—	—	—	—	—
	付近の状況		—	—	—	—	—
	気温 (°C)		14.3	13.1	14.9	14.0	—
	水温 (°C)		15.3	16.2	17.8	16.3	—
	透視度 (cm)		>100.0	85.3	92.3	51.3	—
	底泥層の厚さ (cm)		45	0	0	0	—
	生活環境項目	pH		7.7	7.6	7.7	7.4
DO (mg/L)		6.4	0.6	< 0.5	1.1	5 以上	
BOD (mg/L)		2.1	4.4	90	9.2	5 以下	
COD (mg/L)		4.3	7.8	62	12	—	
SS (mg/L)		2	4	7	10	50 以下	
ノルマル ヘキサン 抽出物質		不揮発性鉱物油類 (mg/L)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
		不揮発性動植物油脂類 (mg/L)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6	—
全窒素 (mg/L)		2.2	7.7	4.9	16	—	
全リン (mg/L)		0.21	1.0	0.68	8.7	—	
のその他 項目	導電率 (mS/m)		28	56	91	85	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)		—	—	—	—	—
項 特 目 殊	全クロム (mg/L)		—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003 以下
	全シアン (mg/L)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下
	砒素 (mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.03 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
備考							

は環境基準(生活環境項目はC類型)に不適合。

※C 類型は、接続する河川（中川・綾瀬川）の環境基準

調査項目		調査地点		No.17	No.17	No.18	No.18	環境基準
				綾瀬川 手代橋	綾瀬川 手代橋	綾瀬川 西袋橋	綾瀬川 西袋橋	
採水年月日				H26.07.02	H26.10.10	H26.07.02	H26.10.10	—
採水時刻				09:50	09:50	09:20	10:20	—
現地調査項目	天候	前日		晴	曇	晴	曇	—
		当日		晴	晴	晴	晴	—
	流れの方向			順流	順流	順流	順流	—
	全水深 (m)			3.80	3.10	3.20	3.30	—
	採水位置			流心	流心	流心	流心	—
	色相			淡白色濁	淡灰黄色濁	淡白色濁	淡灰黄色濁	—
	臭気			弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	—
	外観			—	—	—	—	—
	付近の状況			ややごみ有り	特になし	ややごみ有り	特になし	—
	気温 (°C)			29.4	23.3	29.0	24.2	—
	水温 (°C)			26.2	20.8	26.4	20.6	—
	透視度 (cm)			53.0	47.6	55.0	58.4	—
	底泥層の厚さ (cm)			7	25	8	20	—
生活環境項目	pH			7.2	7.2	7.1	7.3	6.5以上8.5以下
	DO (mg/L)			4.8	4.4	4.2	3.3	5 以上
	BOD (mg/L)			1.4	1.5	1.3	1.3	5 以下
	COD (mg/L)			5.9	5.8	5.7	5.7	—
	SS (mg/L)			12	15	9	12	50 以下
	ノルマルヘキササン抽出物質	不揮発性鉱物油類 (mg/L)		—	—	—	—	—
		不揮発性動植物油脂類 (mg/L)		—	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)			—	—	—	—	—
全リン (mg/L)			—	—	—	—	—	
その他	導電率 (mS/m)			22	31	23	31	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)			—	—	—	—	—
項目殊	全クロム (mg/L)			—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム (mg/L)			—	—	—	—	0.003 以下
	全シアン (mg/L)			—	—	—	—	検出されないこと
	鉛 (mg/L)			—	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)			—	—	—	—	0.05 以下
	砒素 (mg/L)			—	—	—	—	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)			—	—	—	—	0.0005以下
	トリクロロエチレン (mg/L)			—	—	—	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)			—	—	—	—	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)			—	—	—	—	1 以下	
備考								

は環境基準(生活環境項目はC類型)に不適合。

底質・土壌測定結果（平成26年度）

測定項目	鳥内排水機場	西袋排水機場	定量 下限値	底質の 暫定除 去基準
採取年月日	平成27年1月28日	平成27年1月28日		
採取時刻	16:00	15:10	—	—
カドミウム mg/kg	0.5	1.8	0.1	—
鉛 mg/kg	78	220	0.5	—
ヒ素 mg/kg	5.3	8.3	0.1	—
総水銀 mg/kg	0.06	0.26	0.05	25
アルキル水銀 mg/kg	<0.05	<0.05	0.05	—
六価クロム mg/kg	<0.5	<0.5	0.5	—
全クロム mg/kg	66	180	0.5	—
PCB mg/kg	<0.05	<0.05	0.05	10
含水率 %	44.0	55.4	0.1	—
強熱減量 %	8.0	20.7	0.1	—

## 2. 地球温暖化に関する取り組み

### (1) 市民の取り組み（エコライフDAY）

埼玉県では、地球温暖化対策の一環として、県民が省エネや省資源など環境に配慮した生活を体験し、削減した二酸化炭素排出量を計算するというエコライフDAY事業の取り組みを行っています。八潮市も、この活動に参加し、平成26年度では、8,080人の参加者がありました。

#### ●平成26年度エコライフDAY（夏）実施結果

参加者	参加人数(人)	CO2削減量(g)
市役所職員とその家族	1,090	816,127
市内小学校児童及びその家族	6,069	4,893,382
市内中学校生徒及びその家族	921	1,812,795
合計	8,080	7,522,304

#### ●平成26年度エコライフDAY（冬）実施結果

参加者	参加人数(人)	CO2削減量(g)
市内小学校児童及びその家族	3,472	4,661,825
市内中学校生徒及びその家族	481	545,305
合計	3,953	5,207,130

## (2) 市の取り組み

### ① エコオフィスの取り組み

エコオフィス活動の一環として、電気、ガス、水道などの使用量の削減、ごみ発生量の削減、紙ごみの再資源化について、具体的に目標値を設定して削減に取り組んでいます。

その結果、平成 26 年度における二酸化炭素排出量は、平成 15 年度に比べて、約 378,450kg (15.57%) 削減することができました。

#### ●エコオフィスの取り組み結果

	平成 15 年度 ※1	平成 24 年度 ※1	平成 25 年度	平成 26 年度
電気使用量 (kWh)	4,218,001	3,703,926	3,675,972	3,570,890
水使用量 (m <sup>3</sup> )	34,985	35,897	35,319	34,088
ごみ排出量 (kg)	73,704	50,105	47,714	53,398

#### ●二酸化炭素排出量

	平成 15 年度 CO <sub>2</sub> (kg) ※1	平成 24 年度 CO <sub>2</sub> (kg) ※1	平成 25 年度 CO <sub>2</sub> (kg)	平成 26 年度 CO <sub>2</sub> (kg)
電気	2,214,451	1,944,561	1,929,885	1,892,572
水	12,595	12,923	12,715	12,272
ごみ	204,160	138,791	132,169	147,912
合計	2,431,206	2,096,275	2,074,769	2,052,756
CO <sub>2</sub> 削減率	—	13.78%	14.66%	15.57%

※1 年度間の比較のため、平成 16 年度以降に新設された施設の使用（排出）量を追加調整しています（新設年度の使用（排出）量を基準値としています）。

### ② 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）に基づく取り組み

八潮市では、八潮市地球温暖化対策実行計画において、市で実施するすべての事務・事業を対象に、年度ごとの温室効果ガスの排出状況を確認することとなっています。

その結果、平成 26 年度における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 20 年度と比較して、約 329,285kg (6.6%) 削減することができました。

●温室効果ガスの排出量（八潮市の事務・事業による）

項目	種別	対象ガス	温室効果ガス排出量（20年度）		温室効果ガス排出量（26年度）	
			kg-CO2	構成比（%）	kg-CO2	構成比（%）
①燃料使用量	ガソリン	CO2	※1 115,447.9	2.3	114,205.0	2.5
	灯油	CO2	59,915.1	1.2	67,725.5	1.5
	軽油	CO2	※2 68,839.9	1.4	69,741.8	1.5
	A重油	CO2	96,367.6	2.0	35,230.0	0.8
	液化石油ガス（LPG）	CO2	※3 29,640.1	0.6	24,468.6	0.5
	都市ガス（13A）	CO2	125,444.5	2.5	170,492.2	3.7
②市役所外部から供給された電気の使用量（一般電気事業者）		CO2	※4 4,367,496.0	87.9	4,062,978.4	87.6
③市役所外部から供給された熱の使用量		CO2	0.0	0.0	0.0	0.0
④ディーゼル機関における燃料使用量	灯油	N2O	0.0	0.0	0.0	0.0
	軽油	N2O	134.8	0.0	133.0	0.0
	A重油	N2O	8.2	0.0	122.8	0.0
	液化石油ガス（LPG）	N2O	0.0	0.0	0.0	0.0
	都市ガス（13A）	N2O	0.0	0.0	747.7	0.0
⑤ガス機関又はガソリン機関における燃料使用量	液化石油ガス（LPG）	CH4,N2O	0.0	0.0	6.8	0.0
	都市ガス（13A）	CH4,N2O	3,203.0	0.1	625.0	0.0
⑥家庭用機器における燃料使用量（コンロ、湯沸器、ストーブ、ファンヒーター）	灯油	CH4,N2O	333.5	0.0	10.7	0.0
	液化石油ガス（LPG）	CH4,N2O	61.4	0.0	4.8	0.0
	都市ガス（13A）	CH4,N2O	3.1	0.0	181.6	0.0
⑦自動車の走行量（ガソリン）	乗用車	CH4,N2O	827.9	0.0	759.5	0.0
	バス	CH4,N2O	0.0	0.0	0.0	0.0
	軽自動車	CH4,N2O	490.8	0.0	753.2	0.0
	普通貨物車	CH4,N2O	336.3	0.0	221.8	0.0
	小型貨物車	CH4,N2O	595.5	0.0	527.2	0.0
	軽貨物車	CH4,N2O	70.8	0.0	87.7	0.0
	特種用途車	CH4,N2O	※5 623.8	0.0	687.9	0.0
⑧自動車の走行量（軽油）	乗用車	CH4,N2O	0.0	0.0	16.8	0.0
	バス	CH4,N2O	86.8	0.0	73.0	0.0
	普通貨物車	CH4,N2O	89.2	0.0	102.3	0.0
	小型貨物車	CH4,N2O	61.9	0.0	44.4	0.0
	特種用途車	CH4,N2O	186.0	0.0	182.3	0.0
⑨浄化槽の処理対象人員		CH4,N2O	93,541.9	1.9	84,645.1	1.8
⑩自動車用エアコン	HFC-134aのみ（1995年以降の新車対象）	HFC	2,340.0	0.0	2,086.5	0.0
⑪消化器におけるHFCの使用又は廃棄量		HFC	0.0	0.0	0.0	0.0
⑫変電施設などにおける電気機械機器に封入されているSF6		SF6	0.0	0.0	0.0	0.0
⑬変電設備などの点検時におけるSF6の排出量		SF6	0.0	0.0	0.0	0.0
⑭変電設備などの廃棄時におけるSF6の封入量		SF6	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計			※6 4,966,146	100.0	4,636,861	100.0

※：計画期間は平成22年度から平成27年度です。

平成26年度における削減率は、6.6%でした。（訂正前の基準値からは、5.2%の削減となります。）

※1：105,005.9kg-CO2 から訂正

※2：65,325.2kg-CO2 から訂正

※3：29,635.2kg-CO2 から訂正

※4：4,308,157.8kg-CO2 から訂正

※5：658.0kg-CO2 から訂正

※6：訂正前の数値は、4,892,880kg-CO2 です。



### ③ 住宅用太陽光発電の設置に対する補助金

八潮市では、平成22年度より市内における一般住宅への太陽光発電を主とする新エネルギー等の導入促進を図り、石油に替わるエネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムと高効率給湯器等を組み合わせで設置した方を対象に、最大20万円の補助金を交付しました。

また、平成24年度から制度を変更し、平成25年度まで一般住宅に太陽光発電システムを設置した方に対し、5万円の補助金を交付し、平成26年度は3万円の補助金を交付しました。

年度	申請受付件数	交付額（総額）
平成22年度	36件 (うち1件取下げ)	6,619,000円
平成23年度	52件 (うち1件取下げ)	9,708,000円
平成24年度	100件	5,000,000円
平成25年度	100件	5,000,000円
平成26年度	74件	2,220,000円

### 3. 市内で活動する市民団体

---

- やしお子どもセンター中川探検隊（平成11年8月設立）

子どものための自然体験活動の機会や地域の清掃活動、家庭教育、子育て事業等の情報を収集・提供し、夢を持ったたくましい子どもを地域で育てることを目的としています。

- 大曽根の湿地 ビオトープを守る会（平成12年9月設立）

大曽根ビオトープの整備・維持管理を主な活動内容とし、地域の人々にとって広く親しまれる空間として活用できるものにするを旨として活動しています。

- 八潮市自然観察会（平成14年4月設立）

八潮市周辺に生息する希少な生物の保全を主な目的とし、中川のフィールドを中心に自然観察会や生物生息調査を実施しています。

- やしおの川をきれいにする会（平成16年6月設立）

自然との共生を目的とし、圀川をはじめとする市内の川の清掃活動や水質検査を中心に活動を行っています。

- こどもエコクラブ

子どもたちが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践するために、行政と連携して地域の中で子ども達が主体的に環境学習を行っています。

大原子ども会（平成16年11月登録）

ひまわり学童クラブ（平成20年3月登録）

八潮市立潮止小学校（平成24年4月登録）

- 八潮エコの会（平成25年7月設立）

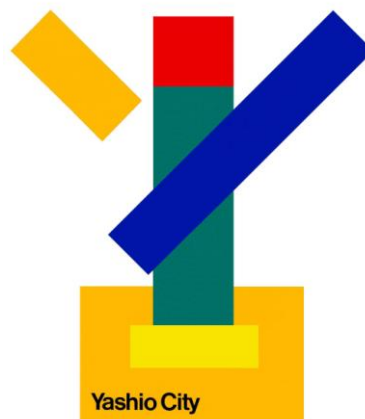
当市域を主な活動の場とする埼玉県地球温暖化防止活動推進員が中心となり設立。活動範囲は、環境全般にわたる他、イベント等において家庭でできる具体的な地球温暖化対策の普及や啓発活動に取り組んでいます。

## 4. 環境関連イベントスケジュール

### ●市内で開催された主なイベントなど（平成26年度）

開催日	イベント名等	主催者	内容
5月25日	第25回ゴミゼロ運動	八潮市民美化運動推進協議会	市内の美化
6月10日 ～19日	環境月間	環境リサイクル課	環境問題に関する啓発パネルの展示
8月4日	みんなで水質調査	環境リサイクル課	市内小学生参加による綾瀬川の水質調査
8月2日	第3回八潮打ち水作戦	八潮エコの会	打ち水を通し、地球温暖化防止キャンペーンを実施
9月21日	AQUA SOCIAL FES!! 2014	八潮市・埼玉新聞社	中川・綾瀬川流域クリーンプロジェクトの一環として、中川やしおフラワーパーク周辺の清掃活動を実施
10月5日	第25回リサイクルフェア	八潮リサイクルフェア実行委員会	リサイクル推進、展示、リサイクル品即売、水質浄化啓発
10月26日	第23回やしお市民まつり	第23回やしお市民まつり実行委員会	環境関連の展示、啓発グッズ配布、環境アンケート調査
2月22日	第24回消費生活展	商工観光課	パネル展示、水質浄化啓発、レジ袋使用量削減啓発、手作り品の展示・即売・実演

市民が育む 品格と活力のあるまち やしお



## 八潮市環境報告書 平成26年度版

発行：八潮市

編集：八潮市環境リサイクル課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

TEL 048-996-2111（内線338）

FAX 048-995-7367

電子メール [kankyo@city.yashio.lg.jp](mailto:kankyo@city.yashio.lg.jp)